

長岡京市福祉事業者等事業継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長岡京市福祉事業者等事業継続支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）は、原油価格・物価高騰等の影響下において、市内で事業を実施する高齢・障がい・子どもにおける福祉事業者等に係る光熱水費や食材料費等の経費に関し、事業継続支援を目的として、高齢者、障がい者（児）や子どもの保育等の支援等に従事する福祉事業所等に対する長岡京市福祉事業者等事業継続支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 交付の対象は、次項に定める対象サービス事業を市内で実施しており、令和5年1月2月1日以降、申請日時点においても継続して事業を実施している事業者であって、市長が認める事業者とする。

2 対象サービスは、別表1に定めるものとする。ただし、一部事務組合が運営する事業所については除くものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1事業所あたり10万円とし、交付回数は1回限りとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、長岡京市福祉事業者等事業継続支援補助金交付申請書（追加申請分）（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）及び誓約書（別記様式第2号）を令和6年1月15日から令和6年2月22日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第5条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、長岡京市福祉事業者等事業継続支援補助金交付決定通知書（追加支給分）（別記様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知し、補助金を口座振込により交付するものとする。

2 前項の交付決定通知書をもって、補助金の確定通知とみなす。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、補助事業者が申請内容に虚偽等を記載したことが明らかになったときは、当該交付決定を取消することができる。

(補助金の返還)

第7条 市長は、前条の取り消しを決定した場合において、別に定める期日までに返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

別表 1

	対象サービス
介 護	居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（地域密着型・認知症対応型を含む。）、通所リハビリテーション、地域包括支援センター、福祉用具貸与、介護予防・日常生活支援総合事業、介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護療養型医療施設、介護医療院、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム
障がい	居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援を含む。）、生活介護（通所のみ）、自立訓練、就労移行支援（就労定着支援を含む。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、短期入所（単独設置のみ）、施設入所支援、共同生活援助、福祉ホーム、計画相談支援（地域移行支援、地域定着支援、地域生活支援センターⅠ型を含む。）、地域活動支援センターⅡ型、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援
子ども	認可保育施設（民間のみ）、小規模保育施設、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設（院内保育事業所を除く。）、企業主導型保育施設、放課後児童クラブ（民間のみ）、私立幼稚園、病児保育事業